

■回答者 鮫島正洋  
弁護士・弁理士  
■相談者 Aさん  
会社を経営する社長

# 知的財産を守る

あなたの  
知的財産、  
大丈夫  
ですか？

## 特許審査のプロセス②

【前回のあらすじ】自身の発明した歩数計に誤差表示機能を装着するアイデアを発案し、特許を出願したA氏。特許になるまでのプロセスについて質問をしていました。

特許になるまでに1年以上！思ったよりも時間がかかるのですね。

でも心配ありません。早く特許化したい人のために早期審査制度<sup>(※1)</sup>という制度があります。これを利用すると1年以内で特許取得することも夢ではないのです。

なるほど。特許手続きって、ユーワフレンドリーにできているのですね！ところで、知り合いの社長が特許を出願して放置しておいたら、いつの間にか特許化できなくなっていた、と怒っているのですが、そんなことがありうのですか？

実は、特許出願とは別に、特許庁に対しても「審査を開始してほしい」という旨の書面（審査請求）を出さないと、特許庁は審査してくれないので。恐ろしいのは、出願してから3年以内に審査請求をしないと特許出願は「取り下げられたものとみなされる」つまり、特許化できなくなってしまうということなのです。

そういえば、弁理士の先生が「3年以内に……」とおっしゃっていて、よく理解できなかつたのですが、きっとそのことですね。

忘れないうちに審査請求をしておいた方がよさそうですね。

費用はいくらくらいかかるのですか？

弁理士さんの手数料は数万円のレベルですが、国に支払う特許印紙代がバカにななりません。正規の印紙代は次の計算式となります。

11万8000円+〔請求項数×4000円〕

となると、私の場合、請求項数は10だから15万8000円も！

ただ、一定の要件を具备する個人事業主や中小企業の場合、割引制度があります<sup>(※2)</sup>。

当社は資本金1000万円で設立して1年半ですから、「設立後10年未満で資本金3億円以下の法人」という条件に合いますね。3分の1になるみたいだから、5万円強ですね、よかつた。

こういう割引、正式には「減免制度」というのですが、国は中小企業の保護を進

めていて、いろいろな場面で減免が受けられます。表をご参照ください。

いろいろあるのですね。「特許料」は特許になつたときに国に支払う印紙代ですね。「調査手数料、予備審査手数料」とはなんですか？

減免内容一覧表

減免対象者	根拠法令	措置内容
中小ベンチャー企業・小規模企業等 ※平成26年4月～平成30年3月までに特許の審査請求または国際出願を行う場合が対象。	産業競争力強化法 第75条	<特許> ●審査請求料:1/3に軽減 ●特許料(第1年分から第10年分) :1/3に軽減 ●調査手数料・送付手数料 :1/3に軽減 ●予備審査手数料:1/3に軽減
個人(所得税非課税者等)	特許法 第109条、195条の2	<特許> ●審査請求料:免除又は半額軽減 ●特許料(第1年分から第3年分) :免除又は半額軽減 ●特許料(第4年分から第10年分) :半額軽減

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>より抜粋

さめじま・まさひろ

弁護士・弁理士。エンジニアなどを経て、2004年内田・鮫島法律事務所を設立、現在に至る。12年知財功労賞受賞。著書多数。小説『下町ロケット』の神谷弁護士のモデルとしても有名。

※1 [https://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/v3souki.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm) ※2 [https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm)